

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回20日発行◆

関西労災職業病 9月号

(通巻第101号)

関西労働者安全センター 1982.9.20 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [円550] 郵便振替口座 大阪 315742 100円



- **主張** 機関誌拡大運動の成功を基礎に
安全センター組織の拡充にとりくもう! 1
- **寄稿** “前にもよかつたから”は危険
ダイセル事故——会社側の甘い判断 2
- シリーズ／マイクロエレクトロニクスと労災職業病(その1) 7
- 前線から(ニュース) 10
- 針灸治療制限闘争 16
- **学習のページ** 労働安全衛生法を読む⑥ 17
- 我々はこのようにして振動病に立ち向つた 19

全林野大阪地本 金銅 正夫

8月の新聞記事から/15 夏期カンバのお礼/9

主張

機関誌拡大運動の成功を基礎に
安全センター組織の拡充にとりくもう

安全センターは去る八月一日、六甲山において第二回運営協議会を開催し、機関誌「関西労災職業病」百号発刊を契機として定期購読の大幅拡大運動の開始を決定した。八月二十一日より九月二〇日を拡大月間として、専従事務局・役員が一丸となって精力的な拡大運動が展開された。九月十九日現在にて三〇〇部突破を達成するとともに、多くの団体、個人において現在検討中という状況まで進んでいる。最終集約を十月末においておいでいるが、順調にいけば当初の目標である五〇〇冊突破も大いに可能性が出てきたといえるだろう。

我々はこの機関誌拡大運動を、安全部センター運動を役員はもちろんの

こと会員全体で支えていく体制作りと、未だ交流のない多くの労組、民
主団体との親ぼく深めるという二つ
の大きな観点から展開してきたが、
両方の面からかなりの成果を挙げつ
つあるといえるだろう。とりわけ後
者についていえば、我々が拡大のた
めに足を運んだ労組に限ってみても
これまでセンターとは全く交流がな
く、初めてその存在を知ったという
ものであつた。我々は先の第二回總
会においても「安全センターは発足
八年にしてようやく運動・組織の發
展のための足場を作つたに過ぎない
とその置かれた状況についての総括
をしているが、このことが改めて明
らかになつたともいえよう。

労災職業病闘争は労災被災者の救済の鬨いとしてスタートし、労働運動全般の中においては少数派であり続けた。しかし、この運動が内にもつてゐる思想「労働者一人一人の生活と生命を大切にする」ということ、働く者の権利を擁護し抜くという立場は、混迷する労働運動の中にあって必ずよい影響をもたらすことを確信するものである。機関誌拡大運動に発揮されたエネルギーは、安全センターの運動、組織の拡充に今後大いに役立つであろうし、センターをより影響力のある組織として成長させていくためにも、今秋期闘争を通じ大いに組織の拡充に奮闘する決意である。

労働事故

”前にもよがったから“は危険

全石油セネラル石油労組堺支部 羽田野建一

はじめに

堺市のダイセル化学工業で八月二十一日夕に大爆発が起きてからはや三週間になる。当日四名の方が即死され、昨日(九月十一日)までに重傷の二名の方が死亡された。その他重

軽傷が近隣住宅街、工場の方を含めて百七十余名という大事故であった。亡くなられた方々の御福を心から祈り、また重体で苦しんでいる方々の早期の快復を願う者である。

それにしても、警察によるのべ百名をこす従業員の事情聴取がまだ続いている様で、労基署の担当官も、

まだ充分事情を聞けていない状況らしい。地域の同業種の労働組合仲間は「全く面会謝絶だよ」と嘆いている。オフレコが多くて今だに公式発表ができていない。一体何があつたのか。何ともやりきれない噴りと悲しみを感じている。この稿もそれゆえ、ほとんどの情報をマスコミから得ており、独自の資料を元にしていなかことをお詫びする。

しかし、恥を承知で、あえて独断を含めてこの稿をおこす気になつた背景を証明しておきたい。第一に、”事故といったらゼネ石油“と関西レーターとして、このダイセル事故が他人事に思えないこと、第二に、ダイセル労働者のおかれた状況が極めて厳しいと想定されることだ。堺

まだ充份事情を聞けていない状況らしい。地域の同業種の労働組合仲間は「勞使とも安全への取り組みが甘いのではないか。ダイセル労組は、十年前に地域の共闘会議を脱会した

後、議長に数人の社員から、「お陰で正直に話せる」という電話があつたといふ。およそ察しがつこうといふものだ。

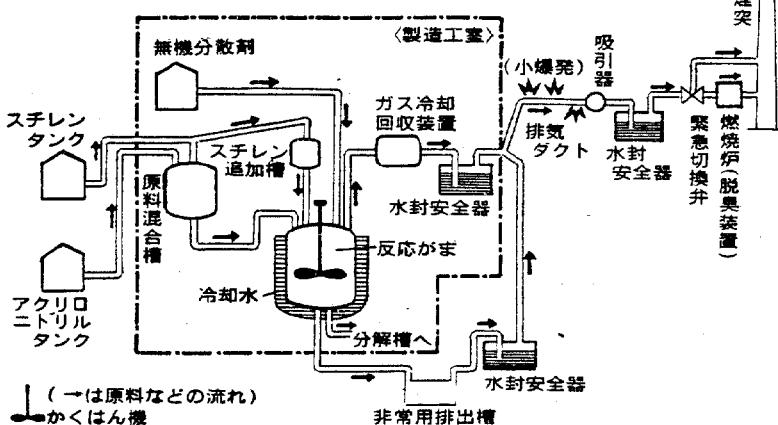
事故内容の

推定

このプラントはABS樹脂(アクリルニトリルとステレンモーマーの重合物)とABS樹脂(アクリルニト

リルとブタジエンとステレンの重合物)を製造している。鉄骨コンクリート五階建ての建物の中にあって、最上部の四、五階に原料油(アクリルニトリルやステレン)の追加槽がある。二、三階には、金属製の重合缶(高さ三メートル、経二メートルの円筒型、容量約十キロリットル)が、A缶からG缶までの七缶ある。その階にコントロール室と休憩室がある。一階は電気や機械室か何かだろうか。

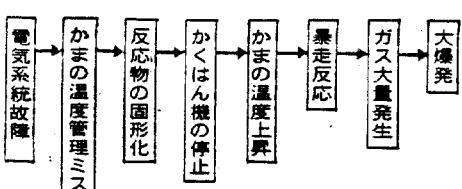
合成樹脂製造プラントの略図



重合缶に各々の原料油を受入れ、七十~八十度でかくはんしながら反応を適当な早さに調整し、分散剤を投入して一定の固さとして次の工程に送る。急冷しては固まりすぎるし、冷却不足では反応熱で温度があがり、原料油が揮発したり、アクリルニトリルが分解反応を起して危険になる。適當なかくはんと温度管理が決め手である。また未反応の原料ガスを逃がすよう排気ダクトがある。アクリルニトリルは刺激臭があるので、燃やして煙突に送るようになつてゐる。

しかし反応の原理そして温度や圧力にしてもエチレンプラントのよう運転したり止めたりも簡単にできるようだ。それなのに何故こんな大事故になつたのだろうか。私には容易に理解できないことであつた。

容疑の濃い爆発への過程



事故の経過をたどつてみよう。きっかけは十九日深夜の電気系統の故障で重合缶のかくはんがストップした。どうにか仮配線してかくはんを開始したが、すぐ止つたりして、重合缶内の温度が上昇。排気ガスは燃焼装置を通さず、生ガスを煙突に逃がしたが、ダクトで爆発が起きた。その後、反応中の缶は冷却水により冷却して監視を続けた。しかし温度管理にミスがあつて、二十一日には起こし、ガスが大量に発生した。

のガスがもれて引火、大爆発となつた。こんな風に推定されている。

抜本的対策を怠った会社側の判断

の甘さはさけがたい。だが、それは具体的にどんな点か。さらに、本当の暴走反応によるガスの噴出だつたらうか。死亡された六名は、いずれも課長や係長であり、工務関係三名、技術開発部二名、労務課長。重傷者六名の中に工場長と工務部長がいる。ヒラの従業員は四名だけ、よくみると製造部門（直接運転にタッチする）の職制の人がない。何故だろうか。よるかくはん再開、再停止、ダクト

会社は安全だと安心していた？

私の推測では（くり返すが現地取材ではなく、オペレータ経験と事故体験からの想像だが）、十九日深夜の運転停止後、重合缶内の残留液を抜いておけば事故はなかつた。だが現実は真夜中の仮補修・仮設電源に

やしながらゆるゆる反応させた方が安全だと判断したのではないか。小爆発の朝二十日には消防の立入りがあつて操業停止処分を受けた。一日すぎて二十一日午後にも消防が来所して調査、聞き取りの後、問題ない

の小爆発と、深夜の恐怖が重なつたのに、正しい処置がとられなかつた。

ここで会社側は決定的に判断を誤つた。過去の経験から、抜き取つた

かいであるとか、再スタートに手間がかかるとかの理由で、このまま冷

ら、反応途中の原料油の処置がやつ

（合成樹脂製造工場）のGがま（Gがま）がまば（Gがまば）の冷却水を直接注ぐ。原料を仕込み、反応がはじまる。原料は液体のアクリロニト（調べば）、「停電」の表示が

リル、スチレン）。あつたあと、槽下のヒニースボックスを点検する。Eがまか始。Eがまのジャケット系統のヒニスが飛び、火花が散つてい

る。安全装置を弄るとき、ガスを燃やす直接煙突に逃がす。10時0分、消防本部が反応中と報告を受け、引き揚げる。10時5分、消防本部が反応中と報告を受け、引き揚げる。11時25分、「かくはん機が動いた。急いで全電源を切り、修理機に回転異常」と、管理室のパネルが表示。この前後（11時25分）して電源を入れるが、今度はの80%に迫る。直後に小爆発が起きて排気タクトが十数秒所破裂。

11時52分、プラント一階屋上へしてGがまのかくはん機がズ、の変電設備に異常があり、電源を切る。かくはん機が完

0時25分、脱臭装置のガス検知器の針が、最小爆発限界濃度の80%に迫る。直後に小爆発が起きて排気タクトが十数秒所破壊。1時24分、出動した消防隊は、かまの温度が60度以下、まことに注入した冷却水が下から抜けず、上からかい出す（保安要安

の冷却水循環装置（ジャケットを避け、二次災害防止を指示員の評議）。

4時0分過ぎ 前日の小爆発用紙）。Gがまが不明。

2時0分 Gがまの温度計が、反応温度より10度高い80度

0時15分、脱臭装置の管理室で異常警報。排水への接続栓を

に（記録用紙）。Gがまが不明。「かまが8度で安定している」

1時13分 Cがまも反応開始。Eがまのジャケット系統のヒニス

11時25分 「かくはん機が動いた。急いで全電源を切り、修理機に回転異常」と、管理室のパ

ネルが表示。この前後（11時25分）して電源を入れるが、今度はの80%に迫る。直後に小爆発が起きて排気タクトが十数秒所破

壊。

11時52分 プラント一階屋上へしてGがまのかくはん機がズ、

の変電設備に異常があり、電源を切る。かくはん機が完

成していると会社側から説明

と判断して四時頃帰つた。それから一時間半後に突如としてガスが噴出して大爆発に至る。密閉された重合缶内にガスがどこからもれたのか。そして大爆発に至る。密閉された重合配管でもブチ切れたのだろうか。そのガスは暴走反応によるものだろうか。そんな温度上昇を見落すだろうか。午後二時の交代時にはオペレータは「温度と圧力に注意しろ」と申送つており、さしたる異常はなかつたのだ。ここまで会社の判断どおりで、消防も帰つた。「そろそろ夕飯の時間だ」と五時前には休憩にもどつたと思う。

だが、実は重合缶の内部では、表面が固まつてしまつてあり、その内部に残つた未反応の原料ガスがゆるゆると反応を続けて温度が上昇しつつあり、ついに五時すぎに、固化した表面をつき破つてガスが噴出した。別に暴走反応ではない。この時、重合缶の頂部マンホールのフタはしつかり閉つていたらうか。証言によれば、「G缶」は二十一日午後にはかくはん機が再び停止しており、「

缶の中に手を入れて指で押しても動かないほど固かつた」とか、缶内部にも冷却水を注入していたが、「内部まで固まつて下から抜き出せず上配管でもブチ切れたのだろうか。そのガスは暴走反応によるものだろうか。そんな温度上昇を見落すだろうか。午後二時の交代時にはオペレータは「温度と圧力に注意しろ」と申送つており、さしたる異常はなかつたのだ。ここまで会社の判断どおりで、消防も帰つた。「そろそろ夕飯の時間だ」と五時前には休憩にもどつたと思う。

それだけならあれほどの大爆発にはならなかつたろう。二階重合缶室に充満したガスが爆発し、C缶、G缶を損壊して二次爆発を起こし内容物の全てを一気に爆発、燃焼させるに至つたのではなかろうか。

ところで、私の前述の疑問—何故運転部門外の職制ばかり多勢が重傷を負われたか—との関連で、次のように推測せざるを得ない。

関係者の全てが、次の運転再開までの間で、何度も経験した作業であり安心していた。ガスもれしたという(Ｋ氏談)。一方、休憩中も冷却水を注入していなかったが、缶内部まで固まつて下から抜き出せず上からバケツで吸み出した」という。異常反応によるガス発生など考えられないことを示している。そして、上部から水を入れたり吸み出す作業で、密閉状態が保たれていなかつたとしたら……。

それだけならあれほどの大爆発に至つたのではなかろうか。また通常は三人一組のオペレータを二人に減らしている。土曜休日を返上して、修理関係の人たちだけが十名ほど作業していた。終業時もすゞ、工場長以下、職制の人たちだけが残つて一服……。それが五時前後に至つたのではなかろうか。

オペレータは五時すぎの定期巡回中にガス異常発生の警報ベルを聞いた。すでに重合缶室はガスが充満した。そこでの中間的停止で、何度も経験した作業であり安心していた。ガスもれしたという(Ｋ氏談)。一方、休憩中も冷却水を注入していなかったが、缶内部まで固まつて下から抜き出せず上からバケツで吸み出した」という。



に入るか入らないかのところで爆発に出了合つた。事実、コンクリートで囲まれたコントロール室やオペレータの休憩室は破壊されコンクリート片で埋まつて、爆発のひどさを物語つてゐる。だがここには運転を停止していたので誰もおらず幸いであつた。

幹部とオペレーターの力関係はどうか。どうもオペレーターは「おかしい」は、黙して語らずの権力的な関係が心配だつたのだろう。

立しておくことがいかに大切か。前述したように、ダイセル工場の職場かしいと思つたら機会あるごとにおかしくと主張して正す職場慣行を確立しておこう。

幹部とオペレーターの力関係はどうか。どうもオペレーターは「おかしい」は、黙して語らずの権力的な関係が心配だつたのだろう。

立しておくことがいかに大切か。前述したように、ダイセル工場の職場かしいと思つたら機会あるごとにおかしくと主張して正す職場慣行を確立しておこう。

もし組合が

強かつたら

以前大丈夫だったからこれまで問題がなかつたから」という論理がしばしばまかり通る。これは決定的に間違つてゐる。論理ではない。よく調べて過去の実績から判断するなら良いが、危い橋を渡つてきたのに知らぬふりをするのは許せない。いみじくも今回の事故について奥石取締役は「こんなに長い停電事故はなかつた」と発言している。過去は這時間だったから未反応ガスもさし

して懸命に防止策をしている。原料ガスが固まつた表面からもれていたり、内部の温度が少し高いのではないかと判断していたかも知れない。抜き取りなど進言したが拒否されたのではないか。職制やエンジニアから「そんなはずはない。ゆつくり反応するんだから大丈夫だ」と説得されたかも知れない。日頃の、設備や労働条件も厳しいだろう。

もし、職場の力が強かつたら、会社幹部はあとの反発を恐れて、早目に処置をとつていたかも知れない。

今回の事故は地域への影響が大きいまじくも今回の事故について朝かけての仮補修と運転経続の強行とも関連する。この間に（私達の感覚からしたら）抜きとるとかの手を打たないとおかしいと思うのだ。しかし心の傷は愈えない。最近、工場

住工混在の危険と

A社の秘密主義

このことは十九日深夜から二十日早朝かけての仮補修と運転経続の強行取締役は「こんなに長い停電事故はなかつた」と発言している。過去は這時間だったから未反応ガスもさし

わきを歩いてみたが、下校時の子供達の話題になっていた。“あんときな、母ちゃん夕飯つくつてたんよ。

爆発でガラスがこわれてな、手をケガしたんや”と恐怖を話している。

ダイセルはコンビナート防災法には関係なく消防法だけという。十メートル離れておればいいので町工場並だ。しかし工場は新技術で大型化し

拡張してきた。住宅地は田んぼをつぶして工場に近寄った。

この事は企業の秘密主義にも通じる。事故をかくしたり、消防に通報しないのは半ば常識だ。イメージダメー

ウンになる。官庁への諸手続きに不

利、更には地価の低下になるとか、

ひどい話だ。住民への企業や行政に

事業内容の公開、住民の立入調査権、

新規設備の進出・拡張への拒否権など保障されるべきだ。

今回の事故は、高度成長のツケが顕在化したものいえるわけで、無抵抗の現状に対し労組としても一市民としても口惜しい出来事ではある。

〔文中の図、表は朝日新聞（九月一日付）より転載〕

マイクロエレクトロニクスと 労災職業病

(その1)

「パソコン化で増える

職業病の典型

より高くなる。しかし、更にその後の労働者の未来は?となると「未知の部分が多く、少くとも抽象的に明るかつた未来は、具体的な事実で暗くなりつつある」というところであろう。

コンピューターやロボットが人間にかわって労働をする、それによつて人間は労働の苦しみからのがれることができ、だれもが豊かに自由な時間をもつことができる。これが人間の夢だ。(ほとんどの人がそういう夢をもつてきた)しかし、現在のM.E.P.はとてもそういう夢には程遠く、

こう水のようにおし寄せてくる「より便利な機種」のために労働は増え強化される。こうしたことは事務所、工場を問わず様々な形でおこつている。コンピューター化が進む過程の一時的な現象で、将来は軌道にのり

今、一人の婦人労働者の例を上げてみよう。

昭和四九年、会社がコンピュータ導入を決定すると同時に入社。講習を受け、コンピューター導入のた

めの得意先コードを作製したり、カードをつくつたりの作業を始める。

五〇年半ばになり、会社でコンピューターが本格的に稼動する。データ

入れ、プログラム作成及び修正、パンチ、オペレーション（機械操作）等、

コンピューター室でキーとプラウン管相手の格闘が始まる。しばらくす

ると新しい人が一人入社するが、それでも月末の支払日前後は目の回る忙しさ。手形処理、書類のファイル

チェック等もあり、決算の十一月は最も忙しい。

次の年、やっと仕事に慣れた新しい人が病気で休み、仕事量が増加。五二年に新機種に変えるため、プログラム変更作業。昼休みもとれないし、緊張の連続。新機種導入は予定通り進み、他にもパンチ専門の機械を入れ作業密度は更に濃くなる。病気になつたもう一人はそのまま退職。更に厳しい機械との格闘が続く……。

そして、彼女にやがて頸肩脱障害の重圧がのしかかっていく。「：

五六六年三月、人指し指の第一関節が

職場がコンピューターに 侵略される

ロボット時代の労働者の生き方は?
10月8日 講演会

講師：嵯峨一郎氏（東大助手）

日 時：10月8日（金）午後6時～8時半

場所：此花会館（環状線「西九条」駅下車）

会場費：300円

主催：此花労働者センター（06-465
5441）

痛む。スチール製の机、データバンチの機械、ハサミ等にふれると激痛を感じる。タオルのハンカチを敷いて腕をのせる。ドアをノックすると指の関節が当り痛む。ミシン目の入った用紙を左の人指し指で押さえてちぎるのが苦痛。またかと思われるので会社に言う機会を待つてはいる。

四月、手が両方ともはれ上がる。……

夏期カンパ の お礼

皆様におかれましては、ますます御健勝のことと存じます。また、当安全センターに対する日頃からの御指導、御鞭撻に対し、心より御礼申し上げる次第であります。

さて、7月下旬より当安全センターの財政基盤の強化のため、皆様に御協力をお願いしてまいりました82年夏期カンパは、9月20日段階で、

1. 369.305円に達しました。皆様方の御厚意に対し、厚く御礼申し上げるとともに、安全センター一同、更に精進、努力してまいる所存であります。

今後とも、よろしくお願い致します。

半導体技術の進歩とME

これは、コンピューターが導入される事務職場の典型的な一例と言えよう。作業は、パンチを何時間も続けること、プログラムの修正を神経をすりへらして行うことであり、一動作づつに緊張が強いられる。作業が細分化され密度が濃くなることに

さて、こうした職場への影響を及ぼすオフィスオートメイションと、工場での産業ロボット化の進行は、ここ数年の半導体技術の進歩によるものである。トランジスターからIC(集積回路)へ、更にLSI(大規模集積回路)へと開発が進み、コンピューターは飛躍的な小型化、コストダウンをなしつけていている。しか

よって生産性は上がるが、こうした職業病が増えることはまちがいないだろう。

度も飛躍的に速くなることから、これまでの大量計算から複雑な判断が可能になってきたのである。それとともに、様々な分野への応用が進んできた。

したがつてこのシリーズでは、まずコンピューターのしくみについて簡単にふれておき、その具体的な職場での出現のしかたについて述べたいと思う。その後、ME化の進行がもたらす職場の安全衛生や労災職業病への影響について述べ、関西におけるいくつかの職場での実態を調べて、この新しいテーマにおける問題の所在を明らかにしていきたいと思う。

(つづく)

前線から

塗装労働者の脳卒中

「業務外見解」の労基署

事実誤認で

再調査確認

・全金ニッコー金属支部

九月三日、

り示したところから交渉は

全金ニッコー
当初より粉糾した。

金属支部、お

地本、同西ブロック、安全

センターは、西野田労基署

と交渉をもち、同支部の組合員である平野氏の脳卒中に

つき早期に労災として認定するよう要求した。とこ

九月二〇日、四条駅市職

新井医師、健診部、安全セ

労保育所部会は、頸肩腕症

ンターより複本が出席した。

および腰痛問題につき学習会を行い、松浦診療所より

腕、腰痛等の訴えが強くな

保育労働者の頸肩腕、腰痛問題で學習会を開催

・四条駅市職

つた四～五年前よりアンケート調査などのとりくみが始まわり、また六～七年前からは当局による職業病健診も行われるようになつていい。しかし、健診も現在のところ組合のとりくみとは

組合側は従来より平野氏の時間外労働が他の労働者に比して極端に長いこと、および卒中発症の数カ月前より導入が始ったといわれる看板方式に伴う身心の疲れの増大を労災の基本的な要因として主張しているが、署側は当初、「残業も大したことない、看板も導入されていない」というような全く事実誤認もはなはだしに見解を示したのである。組合側の厳しい追及によつて署側もしどろもどろとなり、それでも「見解は変えない」と居直っていたが、最終的には組合より追加意見書、医師意見書を提出すること、およびこれまでの見解は白紙にもどし、これらの資料を踏えて再検討するということが確認された。次回交渉は、九月三〇日に設定されているが、事実上の決着が予想されるところからも、多数の参加を期待したい。

ない状況にあるという。また、過去二名の保母が頸肩腕障害の公務災害申請を行つたが、いずれも却下された経過もある。

今後、公務員労働者に対する攻撃が強まることが予想される。

想される中で、保育労働者の職業病の増加も十分に予想され、今後安全センターとしても同労組のとりくみを積極的に支援していきたい。

大阪

9/6 岩佐訴訟控訴審 初の証人尋問

岩佐訴訟を支援する会

岩佐訴訟を支援する会は

八月二十一日二十二日の両日、堺臨海ホテルで合宿を行つた。例年同会によつて行なわれてきたが、原発被曝をめぐる情勢が深刻化するに従つて参加者も増え、去年、今年と各方面から二〇名をこえるものとなつてゐる。特に今年は、岩佐訴訟の法

福島県での被曝労働者の実態報告、日雇い労働者の原発就労の実態や原発下請

会社の労組のとりくみの問題点などが報告された。また討論の中では、被曝線量問題、医療、法的補償の問題まで出され、労働被曝問題を様々な面から研究し検討する「労働被曝研究会」をつくつていことを確認した。

九月六日午後二時より第

六回法廷が大阪高裁大法廷

で行なわれ、満員の傍聴席を背に主治医の田代医師の主尋問が行なわれた。田代医師は「放射線皮フ炎」と

岩佐訴訟第七回法廷
十一月十六日 午後二時
於・大阪高裁二〇二二号
田代医師の反対尋問

岩佐訴訟を支援する会は廷の闘いや被曝実態の報告にとどまるものではなく、どういう対策を立てていくべきかという具体的な方向についての検討が中心議題となり、活発な身のある討論がなされた。

た今回は、裁判の今後を占う明るい材料となつてゐる。なお、同日午後六時から部落解放センターにおいて会の代表であつた故岡村先生の追とう集会が行なわれ、岩佐訴訟支援運動の中で先生と知り合つた百名をこす人々が参加し、共に別れを惜しんだ。

大阪中央

OA化の中の頸肩腕被災者

会社の防害はなぜやめ申請へ

Aさんは、大阪市西区のB会社に昭和四九年に入社したが、会社が新たにコンピュータを導入するに伴い、

Aさんは、労災で治療を受け身体を治してから働きたいと会社にその旨訴えたが、労災にするかしないかは会社が決めること、ところをおわせてAさんの主張を拒否、挙句には、解雇を退けようとしたのである。しかし、このままで身体がガタガタになると判断し、

当初よりその仕事を事実上一手にひき受けることになつた。IBMにおける講習に始まり、その後、経理全般をコンピュータ処理することになり、パンチ・オペレーション等、全てが彼女の仕事となつた。その中で除々に体調が悪化、五二年六月三〇日、出勤途上で倒れ死亡した緒方氏の通勤災害問題のとりくみを開始した。その後毎年、業務繁忙期には症状が悪化、通院先のC病院においても、五六

年六月に至り「頸肩腕症候群」との診断が下されるに至つた。

既に、会社を通して通勤災害の申請は出していたが、死亡の直接原因が急性心不全であり、認定された事例が少なく、労基署も難色を示しているので、組合としても本格的にとりくむことになつたものである。

全金大阪ベアリング支部査活動を開始した。

緒方氏は、駅で上司と待ち合せしていたので朝自転車で家を出たが、途中で定期券を忘れたので家にひき返し、急いで自転車を走らせ、駅に向う途中で倒れ死亡した。

九月五日、大阪西労基署に会社証明のないままに申請に踏み切つたものである。

今後、認定問題をはじめ、会社との関係で多くの問題の発生が予想されるが、センター全体の問題としてとりくんでいきたい。

堺

出勤途上の心不全死 通災申請へ本格的とりくみ

全金大阪ベアリング支部

既に、会社を通して通勤災害の申請は出していたが、死亡の直接原因が急性心不全であり、認定された事例が少なく、労基署も難色を示しているので、組合としても本格的にとりくむことになつたものである。

秋闇の中で、安全衛生關係の課題の一つとしてとりくむことになつており、現在調査活動が進められている。

阪南

運搬事故の急性心不全死 死亡現場(舞鶴)調査で

●有力事実●

本誌六月号(九八号)で既

ことが判明した。

報した、松村氏の急性心不全労災問題で、九月二日、死し現場である舞鶴市の金物店へ現場調査を行った。

事前に調査した資料によ

やる期針灸学習会が終了

今期も約30名の修了

り、当日も深夜二時頃大阪を出発してくることがわかった。更には、他の納入先は機械設備があるのに、当日の金物店のみなく、大量にしかも人力で倉庫に運搬するという作業であった。

二四日、波板の納入先である舞鶴市の金物店で倉庫に波板を運搬中に死亡したものが、前日に夜八時半まで大坂で積込作業をしており、

五月から行なわれてきた第八期関西労働者針灸学習会が、すべての日程を終了し、九月十六日に修了式を迎えた。二八名の修了者を出した今年の学習会では、職場で腰痛やケイワーンに苦

半年の松村氏にとつては非常に過激な業務であつたこと、倉庫に至るまで回りに物があつてあり、通路が一メートルくらいしかなく、

みるとえよう。それは、今年初めて行なわれた九月九日の参加者交流会の感想の中でも多く述べられ、共通の課題として認識されてきていた。

しみながら、共に針灸の技

術を習得することによって、学習会に参加することはかなりの努力が必要であることをかかわらず、実行委を始めとして三〇名をこす参加があるこの学習会には、今後増々多方面へ経験を拡大

阪を出発し、夜七時近くまで、現場である金物店、死亡診断した医師、警察と調査をしたが、運搬する波板は一回で重量が六〇キログラム以上あり、入社して

半年の松村氏にとつては非常に過激な業務であつたこと、倉庫に至るまで回りに物があつてあり、通路が一メートルくらいしかなく、

作業がしにくかつたことが

わかり、松村氏の死亡に当日の労働が非常に影響して

いることが増え明らかになつた。

今後、今回の現場調査を

ふまえ、意見書を作成し、

労基署に労災申請をするこ

とになつた。

八月の新聞記事が

八・八 漁船船室に冷凍用ガスが漏れ、酸欠で船員二人死亡(富山)

八・十一 農薬散布ヘリ墜落、操縦士死亡(滋賀)

八・十三 クロロキン薬害訴訟(刑事)で傷害罪不起訴は「不当」と検察審査会が東京地検に再捜査申し入れ

していくことが求められて でにはまとめられる予定で
いると言えよう。なお、参加する。
筆者の感想文集は今年末ま

此花 北炭金条今の実効確保求め 大阪府労政課と交渉

・住電差別賃金撤廃闘争

これまで当機関誌で何度か報告したように、住友電工(此花区)で働く六名の労働者は、現在、未払い賃金－高裁闘争と、差別賃金闘争。

これまで当機関誌で何度か報告したように、住友電工(此花区)で働く六名の労働者は、現在、未払い賃金－高裁闘争と、差別賃金闘争。

一方、差別賃金闘争は、裁において未払い賃金闘争、も中労委に再審査申請する

第五回公判が開かれた。開廷直後、裁判官は「和解する気はないか」と言い出し、原告側はあっけにとられる始末であった。この和解勧告の意味するところを察するに、裁判官も、あの無茶な一審判決を、どうみても「正しい」と判断することができなかつた結果と

一方、差別賃金闘争は、裁において未払い賃金闘争、も中労委に再審査申請する

でにはまとめられる予定である。

第五回公判が開かれた。開廷直後、裁判官は「和解する気はないか」と言い出し、原告側はあっけにとられる始末であった。この和解勧告の意味するところを察するに、裁判官も、あの無茶な一審判決を、どうみても「正しい」と判断することができなかつた結果と

一方、差別賃金闘争は、裁において未払い賃金闘争、も中労委に再審査申請する

に至り、この間申立人側は、会社に地労委命令を守らすべく抗議行動の一環として、大阪府労政課に行政指導を

するよう交渉をもつた。申立人側は当初より文書による行政指導を要求していたが、まだそこまで至つておらず、現在、労政課による

一方、差別賃金闘争は、裁において未払い賃金闘争、も中労委に再審査申請する

に至り、この間申立人側は、会社に地労委命令を守らすべく抗議行動の一環として、大阪府労政課に行政指導を

するよう交渉をもつた。申立人側は当初より文書による行政指導を要求していたが、まだそこまで至つておらず、現在、労政課による

一方、差別賃金闘争は、裁において未払い賃金闘争、も中労委に再審査申請する

三七五通達発令後、関西地方で口火を切つた反撃の闘いは関東地方にも拡大している。八月二十五日神奈川県評、三〇日東京地評が局交渉を行つたのを始め、埼玉、茨木、栃木、群馬、山梨、千葉を含む総評関東ブロック（八地評）で統一した取組みが進められている。また、日本医師会からの強い圧力によって、医療機関内と医師による針灸治療を認める事務連絡が出されている。通達のもつ矛盾を具体的な事例で打破り、労働省の官僚に治療制限が全く現実の治療実態に合っていないことを全国各地からの闘いをもつて知らしめていこう。

反撃の闘い 関東全域に拡大

針灸治療制限闘争

八・二三 ダイセル爆発事故－会社に操業停止命令、
刑事責任追及へ
四日市市内の工場と住宅地の混在地区にある合成ゴムと樹脂の保管倉庫が爆発－住民
ら十三人ケガ

八・二四 大型トラック二台が衝突し塩素ガスが漏れ
ボンベ爆発（名阪国道）

八・二七

石垣島で南西航空機が着陸に失敗し炎上、
四一人重軽傷

八・二八 五三年におきたユシロ化学工場（枚方市）爆
発事故で技術責任者らに有罪（大阪地裁）
老人医療費の有料分を自治体で公費負担す
ることを大阪府医師会が要望

県評中心に
次々と局交渉

神奈川

七月九日、神奈川県評は守屋県評
副議長を先頭に労基局交渉を行つた。
県評各单産、被災者等六〇名が参加
し、局側は原局長が答弁した。局は
裁量の幅はないので通達通り実施し
たいと話し出し、交渉団からの追及
には「皆さんの意見を本省に伝える」
といふ対応に終始した。結局、神奈

川局としての見解は一切述べずに次回もちこしとなつた。

神奈川労災職業病センターは局交渉をふまえ、県下十二労基署中の九ヶ所で署交渉をもつた。七月二八日

から八月十一日の二週間の間に、廷べ二〇〇名近くの労働者、被災者が結集、横浜北署には四〇名以上が参加した。それぞれ被災者に不利益にならないよう局に上申することを約束し、八月十二日行なわれた課長会議でも交渉をうけた署からの意見が多数出されたとのことである。

しかし、八月二十五日再度行なわれた局交渉では、局としての見解表明はできないと居直り、県下の針灸患者数を明らかにせよとの要求にも一切答えないと不誠実な対応に終始した。結局、県評の要望については局として検討するということで怒りのウズの中で交渉は終つた。

東京

八月三〇日、東京地評は東京労基局との交渉を行つた。四五団体、六〇名余が参加して、あらかじめ用意した質問状にそつて交渉が進められた。治療制限の根拠は何か、針灸治療は医療行為にあたるのかなど二三項目に及ぶ質問に対し、局は全く答えることができず、大部分が保留のまま次回交渉にもちこすことになつた。東京地評は九月十六日に、質問書に明確な答弁ができるまでは通達の実施を停止すべきだとの要望と追加質問を加えた申入書を渡し、再度交渉をもつことになつてゐる。

総評関東ブロック

七月十二日付で医療機関内及び医師による針灸治療を労災保険で認められる事務連絡四三号が出されていることが判明した。それによると①支給対象は一般医療と併用している場

医療機関内での 治療を認める

会のみ ②治療機関は三七五通達に
準拠するが ③六ヶ月目の診断書は
必要なく、九ヶ月時点で医師より意
見書を求めて処理することになった。
更に、前文でこの取扱いは日本医
師会も了解していると明記しており、
この労働者の就労拒否権である。

医師会からの強い圧力でこの事務連
絡が出されたことは充分考えられる。
三七五通達では針灸治療ができる
のは、針灸の免許をもっている者の
みに限られ、六ヶ月時点でも診断書
の提出が義務づけられていた。今回

出された事務連絡は、労働者、被災
者に対しては通達の幅は一切ないと
強硬な態度をとりつづける労働省が、
医師会からの圧力には簡単に譲歩す
るという反労働者的体質をもつてい
ることを如実に物語るものである。

これが二五条及び二六条である。

二五条は、「事業者は労働災害発生
の急迫した危険があるときは直ちに
作業を中止し、労働者を作業場から
退避させる等必要な措置を講じなけ
ればならない」と規定しております。違反
にについても罰則がある。また二六
条は、「労働者は事業者が第二〇条
から前条(二五条)までの規定に基き
講ずる措置に応じて必要な事項を守
らなければならぬ」とし、やはり
違反についての罰則を定めている。

ここで一番問題であるのは、二五条
の緊急避難の項を典型として、全て
が事業主が行うべき措置として規定
され、労働者はその措置に従う義務
があるという形式である。労安法制
定にあたり、労働省は「法の実効を

労働安全衛生法を読む

就労拒否権について

⑥



すべて事業主が

行うべき措置と規定

これまでの学習の中において、労

働安全衛生法の基本的性格は、安全
衛生に関する資本の主導権確立にあ
ることを述べてきたが、危険有害作

業に対して労働者が就労を拒否でき
るかどうかという問題が発生した場

合、労安法はどの程度その権利を保
障しているのか、今回のテーマは、
この労働者の就労拒否権である。

労安法第四章は、「労働者の危険
または健康障害を防止するための措
置」として、二〇条から三六条まで
をあげてあるが、今回、特に問題と

労職研運動

京大・阪大労災職業病研究会

労働者と共に歩む医療活動の九年間

¥ 1500
手料 300円
(冊数に関わらず)

上げるため」と公式説明しているが、はここにあるといつても過言ではない。現実には、社会党が労働者の緊急避難権の成文化を要求したのに対し、「労働争議の戦術に利用される」とこれを拒否したという経過がある。つまり、少くとも労安法 자체は労働者の直接的な就労拒否権を認めていないことになる。

措置が講じられなければ

ば就労拒否の権利

法二六条（同種規定として三二条三項がある）は、ややもすれば労災防止の最終的な責任が労働者に転嫁しやすいしくみとなつており、いわゆる災害不注意論の法的な背景ともいいう。現実に同条の主たる役割

は、規定、とりわけ二五条の事業主の労働者に対する緊急避難措置義務と二六条とを併せて考えると全く別解釈がなりたつ。つまり、労働者に対して罰則付きで一つの具体的な応を強制している場合、労働者の義務の内容は、「事業者が……講ずる措置に応じて……」と補完的に決められている以上、仮に事業者が法に違反して措置を講じなければ、労働者は自主的にその仕事をストップする以外には方法はないことになる。具体的に考えてみると、例えば、七条では、一項において、五トン以上のトラックに荷積み、荷降しする時は墜落防止のため、安全に昇降す

い。しかし、法二〇条～二五条までの規定、労働者に対する緊急避難措置義務と二六条とを併せて考えると全く別解釈がなりたつ。つまり、労働者に対して罰則付きで一つの具体的な応を強制している場合、労働者の義務の内容は、「事業者が……講ずる措置に応じて……」と補完的に決められている以上、仮に事業者が法に違反して措置を講じなければ、労働者は自主的にその仕事をストップする以外には方法はないことになる。具体的に考えてみると、例えば、七条では、一項において、五トン以上のトラックに荷積み、荷降しする時は墜落防止のため、安全に昇降す

る設備を設ければならないという事業者の義務規定があり、二項において、労働者がその設備を使用する義務を定めている。この場合、会社が設備を設けていなければ、労働者は第一義的には昇降段をつけるといふ要求をすることになるが、逆に言えば、設置されるまでは就労できない」ということになる。しかも会社への要求も、就労拒否もいずれも法律適合行為であることは明白である。そして、このような規定のしかたが労安法の大勢であり、それに従つて関連規則の枠組も同様である以上、労働者には少くとも労安法及び関連規則に規定のあるものについては、危険有害業務に対する就労拒否権が存在していると考えるのが妥当であろう。また、先に述べたように、法二

六条にいう急迫した危険がある場合には、労安法の他の規定を借りるまでもなく、労働者の緊急避難の権利が認められるのはもちろんのことであろう。

大切なのは権利の

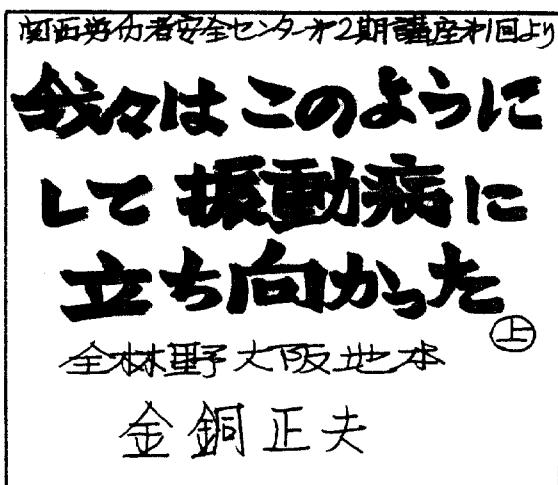
職場での実力行使

以上、この問題についての一応の理論立てを行つてみたが、これらを職場の闘いに活用する場合には、いわゆる順法闘争の形となる可能性が大きい。よく「労安法を全部守つていたら会社がもたない」というような話を聞くことがあるが、実際には日本の労安法の水準は極めて低いものである。イギリス等における関係法規では明確な就労拒否権が成文として存在しているのをはじめ、個々の安全衛生義務もより厳しいものである。これはその国における労働運動の水準であり、歴史的に形成されてきた安全衛生の常識の水準ではあ

らうが、日本においても、労働者的人間としての尊厳と、生命を守るということが現在ほど労働運動の原点として重要な時期はないと思われることからも、「安全に働く」ということについての見直しが必要と思われる。

危険有害業務に対する就労拒否権、及び労働者の直接的な権利としての緊急避難権が日本の労働法に成文化されることはまだ多くの困難が伴

うこととは明らかである。しかし、現在の労安法に依つても、その権利の行使はかなり可能であり、それが順法闘争という形で展開されるかどうかは別として、権利の職場における実力行使の積み重ねと、横への波及によってのみ、「緊急避難権は労働争議に利用されるからダメだ」というような資本の代弁をする政府・労働省の見解を変えていくのだと確信するものである。



全林野といえども、振動障害、白ろう病の闘いということがすぐ頭に入ります。振動病に対する全林野のとりくみと今後の闘いの方向などについて話し、この後の映画「この痛みを知れ」が作られた背景をも知つてほしいと思ひます。

現在、国有林において振動病認定者は、今年の三月末で三五八七名であります。これは実にチエンソーや使う者の二人に一人は認定者であると理解して致ければいいと思います。これほどまでに認定者が多いわけで、まさしくこれは国の企業で振動工具を使う二人に一人が振動病の認定者であり、これは世界中どこを歩いてもないというほど異常な発症率を見ているわけです。加えて、これも映画に出てくると思いますが、問題なのは民間林業に働く労働者です。これは労働省資料でありますが、推定で十万人労働者がいます。この中で今認定になつているのが六五六

一名、とくに全山労協といつて労働組合を組織していますが、これらのある県段階でようやく六五六一名の認定を勝ちとつているわけです。

振動病で権威ある名古屋医大の山田信也先生の調査によると、およそ十万人の三〇%にあたる三万人が振動病患者になつていると推定されるということです。もちろんここは未

組織であつて、今後の全林野のとりくみはそこに集中されると思います。この中には女性がチエンソーを使つて振動病に侵されるという実態もないのです。そこで、後ほど映画に出てきますので、その点につくり見ていただきたいと思います。一体なぜこれほどまでに振動病が慢延し、そして大量の患者が発生したかという背景について少し明らかにしておきたいと思います。

振動病大量発生の 背景

組織であつて、今後の全林野のとりくみはそこに集中されると思います。マスコミがこれを利用しないことがないのであります。皆さん御記憶にあるかもしれません、昭和四〇年にNHKの現代の映像という番組で「白ろうの指」というのを上映しました。この上映をきっかけに振動病問題がようやく社会問題化するわけですが、それと軌を一にして向側の宣伝をして、一挙にロコツな攻撃をしかけてきました。つまりマスコミの宣伝にのつて、白ろう病は自分で思ひ込んでいくつくる病気だという宣伝が、徹底的に職場の末端のところでやられました。



これによつて認定がかなりおくれるわけですが、同事に大事なのは、そういう宣伝が一定程度いきわたるところ、労働者の仲間どうしでいがみあいが始まるわけです。病人と一緒に仕事をすれば自分達もおかしくなってしまう、へたをすれば首切りになるのではないかと、だから自分が病気であつてもそれをかくして、仲間に遠慮しながら仕事をするようになつてしまふ。

国有林で働く者どうしは、冬の間は雪がふるために仕事をしない季節的な労働者ですので、四月から十一月までの臨時雇用です。わずか六ヶ月ないし八ヶ月間に一年間分の生活費をかせぐということで出来高作業で、しかも健全者も振動病にかかつた認定者も一緒になつて作業をします。木を一本切れば何百円というよう位を決めて、多く切れば切るほど錢になるというしくみになつていて、しかも健全者も認定者も同じと同じです。だから、振動病にかかります。

国有林で働く者どうしは、冬の間は雪がふるために仕事をしない季節的な労働者ですので、四月から十一月までの臨時雇用です。わずか六ヶ月ないし八ヶ月間に一年間分の生活費をかせぐということで出来高作業で、しかも健全者も振動病にかかつた認定者も一緒になつて作業をします。木を一本切れば何百円といつて単価を決めて、多く切れば切るほど錢になるというしくみになつていて、しかも健全者も認定者も同じ同じです。だから、振動病にかかります。

ば、やはり握力などが落ちるために労働の密度といふものが非常に低下する。それでもあたり前の賃金をどんどんぶり勘定で分けてやらねばならないといふことで、仲間どうしで病人をはじき出すという内部のいがみあいが始まるわけです。そういうことによつて、非常に認定が遅れ、治療がおくれることになつてしまふ。

また、病気をかくすのですから、一日に何時間もチエンソーや使うようになる。一日に八時間労働ですが、はなはだしいのは六時間も使うといふことですからますます認定者が増えてしまう。チエンソーは自動のこぎりですから、今まで手ノコを使用して、しかも健全者も振動病にかかつた認定者も一緒になつて作業をします。木を一本切れば何百円といつて単価を決めて、多く切れば切るほど錢になるというしくみになつていて、しかも健全者も認定者も同じ同じです。だから、振動病にかかります。

徒つて、この生産性の向上、つまり合理化病といふことで、私達は内部分のいがみあいに対しても徹底的に闘争をしました。私はブッシュクリーナーといつて草刈機、振動工具になりますが、実は仲間と胸ぐらをつかみ合つてケンカするぐらいの議論をしました。私は、昭和三五年当時現場の労働者として、タバコが大変好きでした。一日六〇本相当吸っていましたが、今はタバコをやめてから一〇年になります。つまり、どういうことで説得したかといふと、振動病治療にタバコはよくない、血液が濁つて血液の循環が悪くなるのでタバコは絶対にやめなければならぬといふ先生の指示があり、これを幹部がタバコを吸いながらやめてほ

賃金自主規制から モーリーがなんげ向争へ

しいといつてもダメなんです。だから私は、好きなタバコをやめて説得したわけです。タバコをやめるというのは大変な精神的なイライラが出まして、やめられないといつて胸ぐらをつかまえて、ケンカをおこすぐらいのすさまじい議論を一人づつやつていきました。

もう一つの問題は、極めて短い雇用期間の間に一年間の生活費をかせぐのですから非常に錢がほしいわけです。出来高払いというのは働かなれば錢がとれない。先ほどいいましたように、木を一本切るのに仮に二〇〇円なら二〇〇円という単価を決めて、一〇本切れば二〇〇円、一〇〇本切れば二万円になるわけです。多く切れば錢が稼げるわけです。多く切れば切るほどチエンソーアーラをつかまえて、ケンカをおこすぐらいのすさまじい議論を一人づつやつていきました。

春闘で大幅賃上げといつて、ストライキをやつて大幅賃上げを唱えていたのは、全林野の場合は、その大副賃上げどころではなく、今までもらつておつた錢を半分に減らせといつたわけです。チエンソーアーの使用時間を五時間も六時間も使っておいたのを減らして使用時間を規制するのですから、五時間で一〇〇本切つていたものを二時間半で五〇本におさえる、五〇本におさえれば一万円を使う時間が増えるので白ろう病にならぬわけです。だから、全林野が胸ぐらをつかまえて一づつオルグをしたのは、賃金の自主規制といつて、今まで一日に一万円とつていたものを五千円おさえることを提唱したわけです。

これは大変な抵抗がありました。

春闘で大幅賃上げといつて、ストライキをやつて大幅賃上げを唱えていたのは、全林野の場合は、その大副賃上げどころではなく、今までもらつておつた錢を半分に減らせといつたわけです。チエンソーアーの使用時間を五時間も六時間も使っておいたのを減らして使用時間を規制するのですから、五時間で一〇〇本切つていたものを二時間半で五〇本におさえる、五〇本におさえれば一万円を使う時間が増えるので白ろう病にならぬわけです。だから、全林野が胸ぐらをつかまえて一づつオルグをしたのは、賃金の自主規制といつて、今まで一日に一万円とつていたものを五千円おさえることを提唱したわけです。

私は、これが労災職業病の闘争だと思つています。労災職業病というのは、やはり職場で抵抗し闘わない前進をしないということです。やもすると仲間がいがみあい、逆に幹部が職業病のうつたえをすればそれをしりぞけ、あるいは消していくという職場がだんだん増えていくが、これでは労災職業病闘争は発展しないと思っています。(つづく)

八三リ映画ヘカラ・四五分労働映画社作 ハリウッドの痛アホを知れ

振動病とは何か！その根元をつき、攻撃にさらされる仲間たちに呼びかける感動の記録映画！
貸し出しは安全センターへ向ひ金のせき

昭和50年10月29日 第二種郵便物認可

「関西労災職業病」

9月号（通巻10号）昭和57年9月20日号

（毎月一回20日発行）

現場から生まれた学習・情報誌

前線から

大阪

職場の安全衛生を考える
(第8回)

関西労災職業病

購読料

1部 2000円
2部 3000円
3部 4000円
4部 5000円
(以上送料込)
5部以上は送料当方負担
1部 ¥100

購読希望者を御紹介下さい
三ヶ月の試読可

1部
¥100



■ 9月25日 労働者住民医療機関連絡会議結成総会のもよう（詳しくは次号）

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28